

携帯接続料でドコモとソフトバンクが対立 算定方法で営業費用の扱いが争点に

3月から始まった総務省の接続政策委員会での接続ルールの見直しは、合同ヒアリングと自由討議を経て、いよいよ論点整理に入る。移动通信分野では接続料の算定方法をめぐって難しい議論になりそうだ。 文 藤田 健(本誌)

総務省の情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会で「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」と題した議論が始まって2カ月強。3月に開催された2回の合同ヒアリングの後、3回の自由討議が実施された。

だが、今回の接続ルールの見直しは、固定通信だけでなく、移动通信分野も対象としたために論点が多くなり、ほとんどの主要論点で方向性さえ見えていない状況だ。

また、接続政策委員会の会合以外でも議論が白熱。合同ヒアリング後の4月17日にNTTドコモが接続ルールに関する記者説明会を開催し、ソフトバンクモバイルの主要論点につ

いての主張に対して真っ向から反論し、両社の対立が深まっている。

こうしたなかで接続政策委員会では、7月をめどに報告書案をまとめるべく、5月26日に開催を予定している次回会合から論点整理に入る。

そこで本稿では、今回の主要論点を抜粋し、各論点について議論の現状をまとめることにする。

移动通信分野の接続ルールの論点

Point 1 第二種指定電気通信設備制度

固定通信分野で導入されている第

一種指定電気通信設備制度は、通信ネットワークの接続義務において、競争事業者にとって利用が不可欠な(ボトルネック)設備に対して適用さ

図表1 接続料に関する規制の現状

指定基準	非対称規制事業者			左記以外の事業者
	固定	移動体		
第一種指定電気通信設備 〔・他社の事業展開上不可欠 ・協議に圧倒的に優位な立場〕		第二種指定電気通信設備 〔・設備の代替性が確保 ・相対的に強い交渉力〕		
加入者回線シェア50%超		特定移動端末シェア25% かつ売上高シェア25%超 その他事情を勘案		
対象事業者	NTT東西	ドコモ	KDDI	SBM等
接続規制	相互接続 MVNO			
	アンバンドル提供義務		×	×
	接続約款作成・公表 認可		×	×
	適正な接続料金設定 (LRIC)			×
	公平性・無差別性の確保			×
	会計分離		×	×
行為規制	情報の目的外利用		×	×
	不当な差別的取り扱い		×	×
	製造・販売業者等への不当な干渉 サービス別収支会計報告・公表		×	×

出典：NTTドコモ

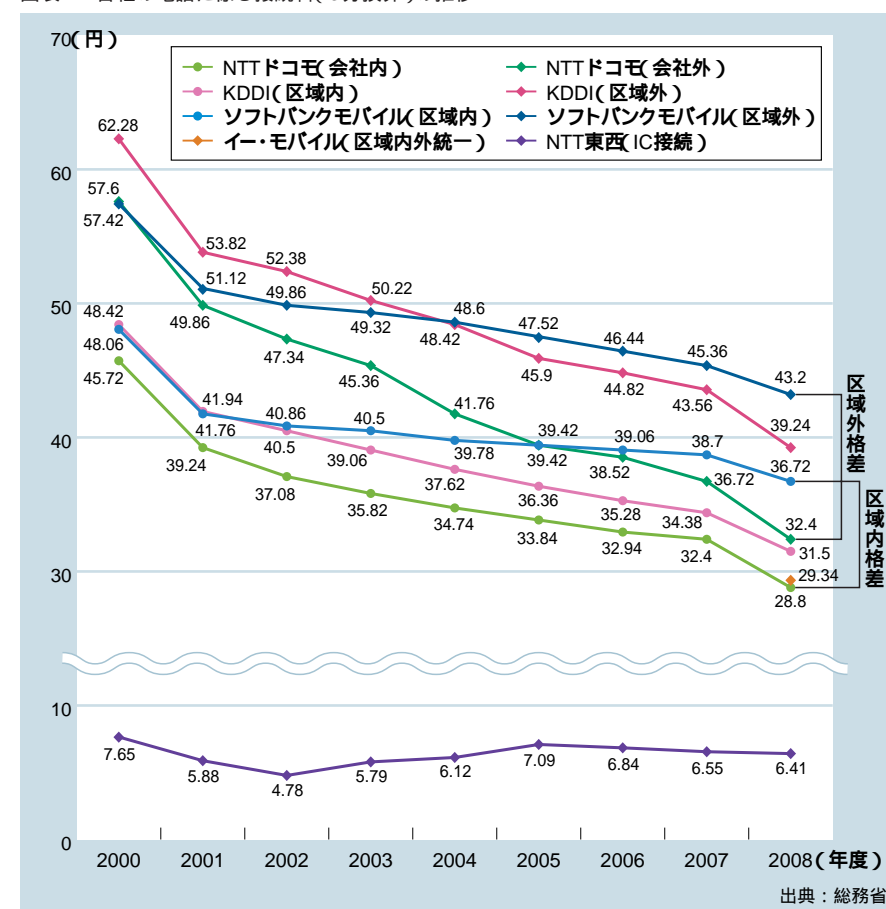
れる。導入のきっかけとなった加入者の例で説明すると、加入者回線はNTT東日本/西日本が事実上独占しているが、長距離電話会社がサービスを行うには加入者回線との接続が不可欠だ。NTT東西は接続協議において圧倒的に優位な立場となる。このため、NTT東西の加入電話網には「接続約款(接続料・接続条件)の認可」「会計分離(接続会計と電気通信事業会計)」「アンバンドル提供義務」などの厳しい規制がかけられている。現在、NTT東西の加入電話網のほか、フレッツ網、NGN網、ひかり電話網などが第一種指定電気通信設備に指定されている。

ちなみに、アンバンドルとは、競争事業者が、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の設備・機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることをいう。直収電話でのドライカッパーやFTTHでのダークファイバーの開放義務といえれば分かりやすいだろう。

これに対して移动通信分野の第二種指定電気通信設備制度は、高いシェアを占める事業者が接続協議において強い交渉力を有するため、他事業者を市場から排除することがないようにするために「最低限の担保措置」として2000年に導入された。

移动通信分野では、複数の事業者が、加入者回線を含め自ら設備を構築しているため、設備のボトルネック性はなく、アンバンドル提供義務もない。近年は「MVNO事業化ガイドライン」に基づき、MVNOの要請には基本的に応じる必要があるが、これは指定事業者(非対称規制事業

図表2 各社の電話に係る接続料(3分換算)の推移



者)以外も同様だ。

こうしたことから、第二種指定電気通信設備制度には第一種ほどの厳しい規制はなく、接続約款も作成して届ける必要はあるが、認可を受ける必要はない(図表1)。現在NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーの設備が二種指定されている。

今回、同制度の見直しが図られているわけだが、KDDIは「移动通信分野では二種指定そのものが不要」としている。移动通信分野は複数の事業者によって設備競争が機能していることがその理由だ。

NTTドコモは「現状レベルの維持が基本で、これをすべての携帯電話

事業者に適用すべき」と主張している。その理由として同社は、MVNOの出現等で携帯電話を取り巻く市場環境が大きく変容し、同社の市場支配力が相対的に低下していることや、二種指定の導入目的である「最低限の担保措置」は、全事業者が遵守することが望ましいレベルの規制であることなどを挙げている。

これに対してソフトバンクは「規制の強化はドミナントに限定すべきであり、二種指定の基準値を引き下げべきではない」と主張。イー・モバイルは「今後の固定とモバイルの融合を見据えたドミナント規制の見直しが必要」と述べた。